

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工事件名	中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械・職員住宅内部改修工事）
2 施行場所	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目31番1号
3 対象業種	給排水工事
4 工事概要	給水設備工事 一式、排水設備工事 一式、衛生器具設備工事 一式 給湯設備工事 一式、ガス設備工事 一式、消火設備工事 一式 換気設備工事 一式、撤去工事 一式
5 工期	令和7年10月30日まで
6 契約金額	18,568,000円（税込み）
7 契約締結日	令和6年10月15日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番3号 富士・サンプラ・井上建設共同企業体 (代表者)富士古河E&C株式会社 東京支店 支店長 板倉 一成
9 随意契約締結の理由	<p>現在、中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事は、上記業者が施工中である。当初、当該施設に併設している蛎殻町職員住宅部分は、住居者退去後に個別に改修することとしていたので、本大規模改修工事では工事対象外としていた。</p> <p>ところが、大規模改修工事中に行った調査により、同職員住宅部分を改修する場合、併設の日本橋公会堂に影響が出ることが判明したため、大規模改修工事中は同公会堂の運営が休止していることから、急きょ職員住宅部分の改修工事を行うこととなった。</p> <p>施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在本大規模改修工事を施工中の同者が施工することが最も効率的である。</p> <p>また、共通仮設の仮囲いのほか、仮設通路が本工事にて設置したものを見直すことが出来るとともに、経費についても77.8%削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることができたため、同者と随意契約を締結する。</p>
10 根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号